

【警察本部】

件 名	警察職員の兼業について
申立概要 【受理 25.1.25】 【通知 25.2.27】	警察職員が、民間企業において、実質的な経営者として職務を行っている。 これは、地方公務員法第38条の兼業禁止規定違反であり、厳重に対処されたい。

※ 既に同旨の申立てにより回答済であり、担当窓口へ引き継いだため、申立概要のみの公表としました。
(サービス上特に不適切な点は認められない旨を確認済)